

[概要] 主契約・特約

※詳細は、「ご契約のしおり一定款・約款」でご確認ください。

医療大臣プレミアエイト [医療保険(16)・終身医療保険(16)] 8大疾病をしっかり保障 プレミアエイト **医療大臣**

	給付金の名称	支払事由概要	支払額
主契約	災害入院給付金	不慮の事故または疾病により1日以上入院したとき(日帰り入院を含む)	1回の入院につき 入院給付金日額×入院日数
	疾病入院給付金		
	入院見舞給付金	入院給付金が支払われるとき	1回の入院につき 入院給付金日額×10
	手術給付金	公的医療保険または先進医療の対象となる手術を受けたとき	入院中の手術： 入院給付金日額×20 外来の手術： 入院給付金日額×5
	放射線治療給付金	公的医療保険または先進医療の対象となる放射線治療を受けたとき	入院給付金日額×10
	特約の名称	支払事由概要	支払額
特約・特則	生活習慣病特約	8大生活習慣病により入院したとき、手術・放射線治療を受けたとき	入院：特約日額×入院日数 入院中の手術：特約日額×20 外来の手術：特約日額×5 放射線治療：特約日額×10
	退院後療養給付特則	8大生活習慣病で15日以上継続入院したあと通院したとき	通院した日を含む月ごとに特則給付金額
	女性疾病特約	女性疾病により入院したとき、手術・放射線治療を受けたとき	入院：特約日額×入院日数 入院中の手術：特約日額×20 外来の手術：特約日額×5 放射線治療：特約日額×10
	女性総合給付特則	①特定女性疾病入院一時給付金 特定女性疾病により入院したとき	1回の入院につき5万円
		②出産給付金 責任開始日から2年経過後に出産したとき	出産した子1人につき3万円
		③満了時給付金 保険期間満了時に生存しているとき	満了時給付金額
	がん特約	がんにより入院したとき、手術・放射線治療を受けたとき	入院：特約日額×入院日数 入院中の手術：特約日額×20 外来の手術：特約日額×5 放射線治療：特約日額×10
	3大疾病治療給付特則	①がん治療給付金 がんで入院を開始したとき	特則給付金額
②急性心筋梗塞治療給付金 急性心筋梗塞で20日以上継続して入院したときまたは手術を受けたとき		特則給付金額	
③脳卒中治療給付金 脳卒中で20日以上継続して入院したときまたは手術を受けたとき		特則給付金額	

※付加されている特約は、「保険証券」または「フコク生命だより」でご確認ください。

※生活習慣病特約・女性疾病特約・がん特約の対象となる病気については、20ページをご参照ください。

医療大臣プレミア

[5年ごと配当付医療保険(09)・5年ごと配当付終身医療保険(09)]



	給付金の名称	支払事由概要	支払額
主契約	災害入院給付金	不慮の事故または疾病により1日以上入院したとき(日帰り入院を含む)	1回の入院につき 入院給付金日額×入院日数
	疾病入院給付金		
	入院見舞給付金	入院給付金が1日支払われるとき	1回の入院につき 入院給付金日額×4
		入院給付金が2日以上支払われるとき	1回の入院につき 入院給付金日額×8
	手術給付金	公的医療保険または先進医療の対象となる手術を受けたとき	入院中の手術： 入院給付金日額×20 外来の手術： 入院給付金日額×5
放射線治療給付金	公的医療保険または先進医療の対象となる放射線治療を受けたとき	入院給付金日額×10	
特約	特約の名称	支払事由概要	支払額
	成人病給付特約	成人病により入院したとき、手術・放射線治療を受けたとき	入院：特約日額×入院日数 入院中の手術：特約日額×20 外来の手術：特約日額×5 放射線治療：特約日額×10
	女性医療特約	特定疾病により入院したとき、手術・放射線治療を受けたとき	入院：特約日額×入院日数 入院中の手術：特約日額×20 外来の手術：特約日額×5 放射線治療：特約日額×10
		○自宅療養給付金 特定疾病による入院給付金の支払事由に該当する入院を30日以上継続したあとに生存退院したとき	1回の入院につき 特約日額×10
	がん特約	がんにより入院したとき、手術・放射線治療を受けたとき	入院：特約日額×入院日数 入院中の手術：特約日額×20 外来の手術：特約日額×5 放射線治療：特約日額×10
	3大疾病治療給付金付がん特約	がんにより入院したとき、手術・放射線治療を受けたとき	入院：特約日額×入院日数 入院中の手術：特約日額×20 外来の手術：特約日額×5 放射線治療：特約日額×10
		①がん治療給付金 がんで入院を開始したとき	特約日額×200 (2回目以降は×100)
		②急性心筋梗塞治療給付金 急性心筋梗塞で初めて医師の診療を受けた日から60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき	特約日額×200
		③脳卒中治療給付金 脳卒中で初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき	特約日額×200

医療大臣プレミア・プレミアエイト共通特約



特約の名称	支払事由概要	支払額
先進医療特約	先進医療による療養を受けたとき	先進医療技術料と同額
移植医療特約	所定の移植術を受けたとき	特約基本保険金額の100%・30%・10%
	所定の骨髄幹細胞採取手術または末梢血幹細胞採取手術を受けた(ドナーとなった)とき	特約基本保険金額の3%
特定損傷特約	不慮の事故により骨折・関節脱臼・腱の断裂をし、180日以内に治療を受けたとき	特約給付金額
保険料払込免除特約	以下の疾病において所定の事由に該当または所定の移植術を受けたとき がん・急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・肝硬変・慢性腎不全・高血圧症	以後の保険料の払込みは不要

令和2年(2020年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までにご加入の契約

就業不能保障特約 

名称	支払事由概要	支払額
就業不能給付金	A 責任開始期以後に生じた傷害または疾病(所定の精神疾患を除く)による入院または在宅療養が該当した日から起算して30日間継続したとき	特約給付金月額×12ヵ月分
	B 責任開始期以後に生じた所定の精神疾患による入院が該当した日から起算して30日間継続したとき(お支払いは1回かぎり)	
就業不能年金	第1回 責任開始期以後に生じた傷害または疾病(所定の精神疾患を除く)による入院または在宅療養が該当した日から起算して1年間継続したとき	特約給付金月額×12
	第2回以後 年金支払期間中に到来する、第1回就業不能年金の支払事由に該当した日の年単位の応当日に生存しているとき	特約給付金月額×12

平成23年(2011年)6月1日から令和2年(2020年)3月31日までにご加入の就業不能保障特約

名称	支払事由	給付形態	支払額
就業不能年金	責任開始期以後に生じた傷害または疾病(特定疾患を除く)による就業不能状態が該当した日から起算して121日以上継続したとき	5年有期年金(保証期間なし)	1回の支払いにつき特約年金額
特定疾患就業不能給付金	責任開始期以後に生じた以下の特定疾患による就業不能状態が該当した日から起算して121日以上継続したとき ・精神障害(薬物依存を除く) ・妊娠・分娩・産じょくなど	一時金(お支払いは1回かぎり)	特約給付金額(金額は一律30万円)

第1章

医療大臣
プレミア・プレミアエイト

01

入院に関する給付金のお支払い

責任開始期以後に生じた病気やケガの治療を直接の目的として、所定の入院日数を満たす入院をしたときにお支払いします。

医療大臣プレミアエイト 

【平成28年(2016年)4月2日から令和4年(2022年)4月1日までにご加入の医療保険】

※医療大臣プレミア[医療保険(09)・終身医療保険(09)]から医療大臣プレミアエイト[医療保険(16)・終身医療保険(16)]に更新した被保険者を含む

災害入院
給付金

1日以上の入院をしたとき給付金をお支払い
(日帰り入院を含む)

1回の入院につき : 入院給付金日額×入院日数
1回の入院の支払限度 : 120日
通算支払限度 : 1,095日

疾病入院
給付金

※所定の生活習慣病の治療を目的とした入院は無制限

入院見舞
給付金

災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われるとき給付金をお支払い

1回の入院につき : 入院給付金日額×10
※入院見舞給付特則を付加した場合

医療大臣プレミア 

【平成21年(2009年)4月2日から平成28年(2016年)4月1日までにご加入の医療保険】

災害入院
給付金

1日以上の入院をしたとき給付金をお支払い
(日帰り入院を含む)

1回の入院につき : 入院給付金日額×入院日数
1回の入院の支払限度 : 120日
通算支払限度 : 1,095日

疾病入院
給付金入院見舞
給付金

災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われるとき給付金をお支払い

1回の入院につき : 入院給付金が1日支払われる場合に入院給付金日額×4
入院給付金が2日以上支払われる場合に
入院給付金日額×8

 「1回の入院」については6ページをご参照ください。

Q 1日入院や日帰り入院とは何ですか？

A 入院基本料などの支払いが必要となる入院日と退院日が同一である入院のことを言います。医療機関での取扱いが、「入院」となっているか「外来」となっているか、領収書などをご確認ください。

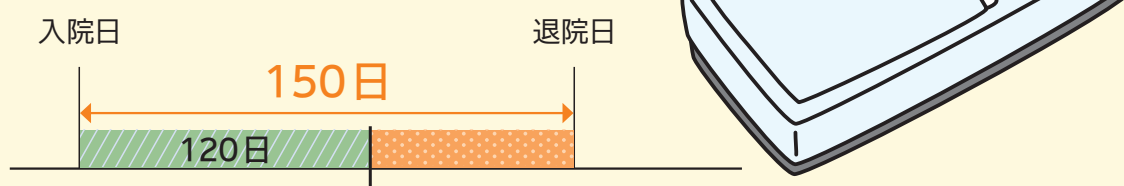
Q 1泊2日の人間ドックを受けました。入院に関する給付金は支払われますか？

A 健康診断や人間ドックは治療を目的とする入院ではありませんので、入院に関する給付金はお支払いできません。

Q 脳出血で150日の入院をしました。いくら支払われますか？

A 疾病入院給付金 150日分、入院見舞給付金をお支払いします。

【例】医療大臣プレミアエイト
入院給付金日額：1万円
入院見舞給付特則付加あり



疾病入院給付金：150万円

※入院給付金日額×150日
※1回の入院の支払限度は120日ですが、所定の生活習慣病の治療を目的とした入院のため、無制限でお支払いします

入院見舞給付金：10万円

※入院給付金日額×10



【ご注意】

- 診療明細書の入院料に算定される短期滞在手術等基本料1は、約款所定の「入院」に該当しないため、入院に関する給付金はお支払いできません。
- 睡眠時無呼吸症候群の検査入院で睡眠時無呼吸症候群と診断されなかった場合などについては、治療を直接の目的とする入院には該当しないため、入院に関する給付金はお支払いできません。

02

入院に関する給付金のお支払い(複数回の入院)

同一の病気(不慮の事故)または医学上重要な関係がある病気を直接の原因として、入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上された場合は、「1回の入院」とみなし入院日数を通算します。(病名が異なる場合でも医学上重要な関係があると判断した場合には、「1回の入院」とみなす場合があります。)

**疾病入院
給付金
の場合**

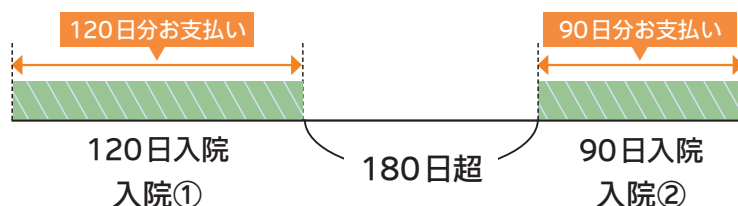
疾病入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院は、新たな入院として取り扱います。

**災害入院
給付金
の場合**

事故の日からその日を含めて180日経過後に開始した入院は、新たな入院として取り扱います。


お支払いできる場合

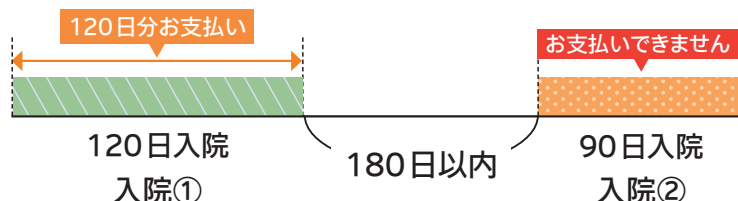
病気により120日間入院し、その退院日の翌日から数えて180日経過後に、同じ病気で90日間入院されたとき



入院①は、疾病入院給付金を120日分、入院②も別の入院として疾病入院給付金を90日分すべてお支払いします。


お支払いできない場合

病気により120日間入院し、その退院日の翌日から数えて180日以内に、同じ病気で90日間入院されたとき



入院①は疾病入院給付金を120日分お支払いしますが、入院②は入院①とあわせて「1回の入院」とみなすため、すでに「1回の入院」における支払日数限度(120日分)までお支払いしていることとなり、疾病入院給付金はお支払いできません。

※1回の入院における支払限度が120日のタイプにご加入の場合

※所定の生活習慣病以外の入院の場合

03

手術給付金のお支払い (公的医療保険制度の対象となる手術)

責任開始期以後に生じた病気やケガの治療を直接の目的として、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術または先進医療に該当する手術を受けたときにお支払いします。

入院中に 受けた手術

入院給付金日額 × 20

入院基本料等の算定があるとき

外来で 受けた手術

入院給付金日額 × 5

入院基本料等の算定がないとき

公的医療保険が適用される手術のとき



お支払いできる場合

「皮下腫瘍」のため「皮膚、皮下腫瘍摘出術」を受けたとき
公的医療保険が適用される手術のため、手術給付金をお支払いします。



お支払いできない場合

「ケガ」によってできた傷口を縫うため「創傷処理」を受けたとき
約款で支払対象から除外されている手術のため、手術給付金はお支払いできません。

検査・公的医療保険が適用されない手術のとき



お支払いできない場合

「急性心筋梗塞」で「心臓カテーテル検査」を受けたとき
検査は約款上の治療のための手術にはあたらないため、手術給付金はお支払いできません。



お支払いできない場合

「近視矯正」のため「レーシック手術」を受けたとき
公的医療保険が適用されない手術のため、手術給付金はお支払いできません。

同日の手術

手術給付金の支払対象となる複数の手術を同じ日に受けられた場合には、支払額のもっとも高いいずれか1つの手術についてのみ手術給付金をお支払いします。

1日につきの手術

医科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定される手術があります。その手術を複数回受けられた場合には、初日についてのみ手術給付金をお支払いします。

◎手術の例

○大動脈バルーンパンピング法 ○補助人工心臓 ○人工心臓 ○植込型補助人工心臓
○経皮的な心臓補助法 ○吸着式潰瘍治療法 など

一連の手術

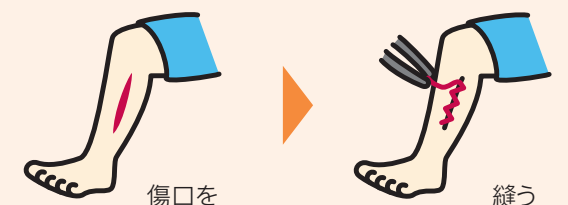
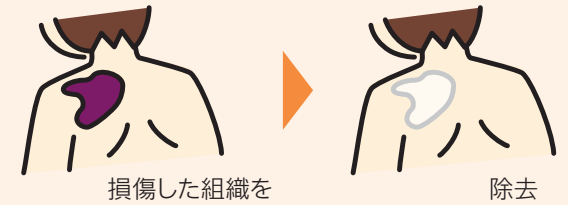
医科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定される手術があります。「一連の手術」の2回目以降に該当するものは、手術給付金はお支払いできません。

◎手術の例

○超音波骨折治療法 ○難治性骨折電磁波電気治療法 ○網膜光凝固術
○体外衝撃波腎・尿管結石破碎術 ○体外衝撃波胆石破碎術 ○皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術 など

公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術または、先進医療の対象であっても、お支払いの対象とならない手術があります。

1 公的医療保険に適用されるが 支払対象から除外されている手術

	除外手術	手術内容※	手術イメージ※
皮膚	創傷処理	切り傷などの傷口を縫いあわせた。	 傷口を 縫う
	皮膚切開術	皮膚を切開し、中の膿(うみ)をだした。	 「のうよう」を 切開
	デブリードマン	損傷(壊死など)した組織などを除去してきれいにした。	 損傷した組織を 除去
骨・関節	骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術	(脱臼などの治療で)皮膚の上から手や器具を使って骨や関節のズレなどを元に戻した。 (骨折などの治療で)メスを使わずに添え木やギブスなどで固定した。	【整復術のイメージ】  関節のズレを戻す 【整復固定術のイメージ】  「添え木」で固定
歯	抜歯手術	虫歯や親知らずを抜いた。	 虫歯や親知らずを抜く
鼻	びくうねんまくしょうしやくじゅつ 鼻腔粘膜焼灼術 (下甲介粘膜焼灼術を含みます)	鼻づまりなどの症状を和らげるためにレーザーを用いて鼻の粘膜を焼いた。	 レーザー治療 下甲介

※「手術内容」「手術イメージ」は一例であり、これらの例以外でも「除外手術」とみなされる場合があります。

2 先進医療に該当するが支払対象外の手術

- ・ 歯・義歯または歯肉の処置にともなう手術
- ・ 上記①の表に該当するもの

04

放射線治療給付金

責任開始期以後に生じた病気やケガの治療を直接の目的として、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為または先進医療に該当する放射線照射または温熱療法に該当する診療行為を受けたときにお支払いします。

放射線治療
給付金

入院給付金日額×10

入院中または外来いずれの場合でも



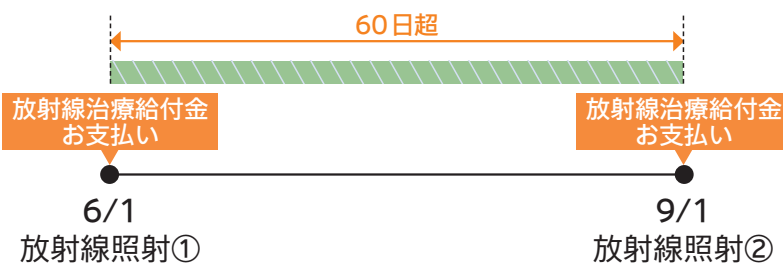
【ご注意】

- 放射線治療給付金は60日に1回お支払いします。
放射線治療給付金が支払われることとなった放射線治療を最後に受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療給付金をお支払いできません。
- 対象となる放射線治療には、「電磁波温熱療法」は含まれますが、「血液照射」は含みません。



お支払いできる場合

「ガンマナイフ」を受け、その日を含めて60日経過後に、同等の診療行為を受けたとき

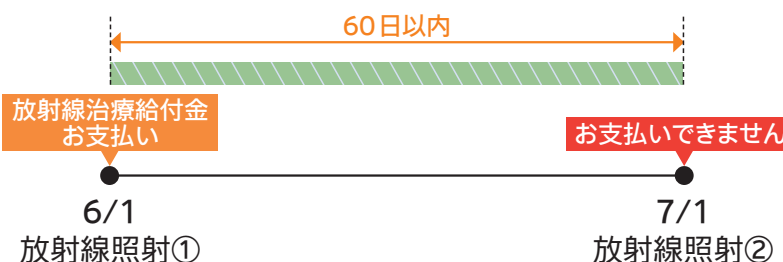


放射線照射①を受けて60日経過後に放射線照射②を受けているため、放射線照射①②ともに放射線治療給付金をお支払いします。



お支払いできない場合

「ガンマナイフ」を受け、その日を含めて60日以内に、同等の診療行為を受けたとき



放射線照射①は放射線治療給付金をお支払いしますが、放射線照射②は放射線照射①を受けた日から60日以内に受けているため、放射線治療給付金はお支払いできません。

05

がん治療給付金、急性心筋梗塞治療給付金・脳卒中治療給付金（所定の状態が60日以上）のお支払い①

平成21年(2009年)4月2日以降にご加入の「3大疾病治療給付金付がん特約」以下の支払事由に該当した場合に、給付金をお支払いします。

がん治療
給付金

次の条件をいずれも満たしたとき1回目の「がん治療給付金」をお支払いします。

- ・責任開始期以前に、悪性新生物(がん)と診断確定されていないこと
- ・悪性新生物(がん)の治療を直接の目的とする入院を開始すること

1回目 がん入院給付金日額の200倍

2回目以降 がん入院給付金日額の100倍
前回の治療給付金が支払われた入院の入院開始日から2年経過していることが条件です。

⚠【ご注意】責任開始期から90日以内に診断確定された乳房の悪性新生物(がん)は、がん治療給付金の対象とはなりません。

急性心筋
梗塞治療
給付金

急性心筋梗塞を発病し、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以外の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき

支払額 がん入院給付金日額の200倍(支払は1回)

脳卒中
治療
給付金

脳卒中を発病し、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

支払額 がん入院給付金日額の200倍(支払は1回)

Q 急性心筋梗塞とは何ですか？

A 冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病をいいます。

- ア. 典型的な胸部痛の病歴
- イ. 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化
- ウ. 心筋細胞逸脱酵素の一時的な上昇

Q 脳卒中とは何ですか？

A 脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる)により、脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病をいいます。

06

がん治療給付金、急性心筋梗塞治療給付金・脳卒中治療給付金（20日以上継続入院または所定の手術）のお支払い②

平成28年(2016年)以降にご加入の「がん特約(16)」に3大疾病治療給付特則を付加した場合以下の支払事由に該当した場合に、給付金をお支払いします。

がん治療
給付金

次の条件をいずれも満たしたとき「がん治療給付金」をお支払いします。

- ・責任開始期以前に、悪性新生物(がん)と診断確定されていないこと
- ・悪性新生物(がん)の治療を直接の目的とする入院を開始すること

支払額 特則給付金額

⚠【ご注意】責任開始期から90日以内に診断確定された乳房の悪性新生物(がん)は、がん治療給付金の対象とはなりません。

急性心筋
梗塞治療
給付金

責任開始期以後に発病した急性心筋梗塞の治療を直接の目的として20日以上継続して入院したときまたは手術を受けたとき

支払額 特則給付金額

脳卒中
治療
給付金

責任開始期以後に発病した脳卒中の治療を直接の目的として20日以上継続して入院したときまたは手術を受けたとき

支払額 特則給付金額

Q 同じ支払事由に該当した場合は再度支払われるのですか？

A がん治療給付金、急性心筋梗塞治療給付金、脳卒中治療給付金をお支払いした後、その支払事由該当日から2年以内に再度同じ給付金の支払事由に該当した場合には、その給付金はお支払いできません。
異なる種類の給付金(がん治療給付金と脳卒中治療給付金など)の支払事由該当日の間隔については、制限はありません。

Q 治療給付金の支払は何回ですか？

A 治療給付金の支払いは、がん治療給付金、急性心筋梗塞治療給付金、および脳卒中治療給付金を通算して10回が限度です。

07

生活習慣病退院後療養給付金

生活習慣病特約に退院後療養給付特則を付加した場合、生活習慣病入院給付金が支払われる15日以上継続した入院の退院後に通院したときに、生活習慣病退院後療養給付金をお支払いします。

生活習慣病
退院後療養
給付金

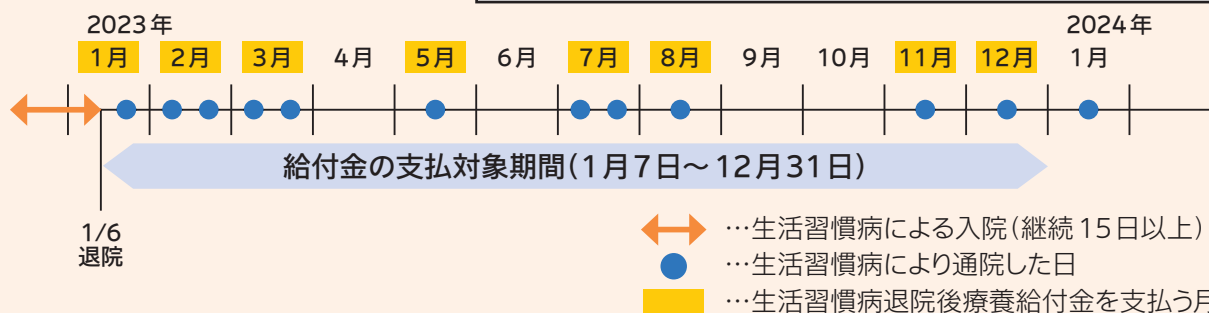
生活習慣病入院給付金の支払事由に該当した入院の退院日の翌日から、その退院日翌日が属する月を含めて1年を経過する月の末日まで給付金をお支払い

支払額 : 通院した日を含む月ごとに特則給付金額(2万円)

通算支払限度 : 120ヵ月分

支払例

【例】生活習慣病により15日以上継続して入院、1月6日に退院した場合



●退院日の翌日1月7日以後、その日を含む月の初日から起算して12ヵ月を経過する12月31日までの期間中の通院が対象となります。

●対象期間中の1月・2月・3月・5月・7月・8月・11月・12月に通院したため、8ヵ月分の生活習慣病退院後療養給付金をお支払いします。

※2024年1月については、対象期間経過後の通院のため給付金はお支払いしません。

Q 生活習慣病とは何ですか？

A 悪性新生物(がん)、糖尿病、心疾患(狭心症、心筋梗塞、心不全など)、高血圧性疾患、脳血管疾患(くも膜下出血、脳梗塞、脳出血など)、腎疾患(腎不全、腎炎など)、肝疾患(肝炎、肝硬変など)、膵疾患(膵炎など)のことをいいます。

Q 同一の月に複数回通院した場合はどうなりますか？

A 同一の月に複数回通院した場合でも、生活習慣病退院後療養給付金は1ヵ月分の支払いとなります。



治療処置をとみなわない薬剤や治療材料の購入・受取りのみの通院、および妊婦健診のみの通院は支払対象になりません。

【ご注意】

08

女性総合給付特則

女性疾病特約に女性総合給付特則を付加した場合は以下の給付金をお支払いします。

**特定女性疾病
入院一時
給付金**

所定の特定女性疾病により1日以上入院したとき給付金をお支払い
1回の入院につき：5万円
通算支払限度：10回

**出
給
付
金**

責任開始日から2年経過後に出産したとき給付金をお支払い
出産した子1人につき：3万円

**満
了
時
給
付
金**

保険期間満了時に生存しているとき給付金をお支払い
支払額：満了時給付金額
(出産給付金を支払っている場合は3万円を差し引きます。)

【女性疾病特約(16)の特定女性疾病の種類】

※特定女性疾病とは、女性疾病特約の入院給付金などの支払対象となる女性疾病のうち、特定の疾病をいいます。
女性疾病特約の支払対象となる女性疾病は20ページをご参照ください。

特定女性疾病の種類	病名の例
悪性新生物	乳がん、子宮がん、卵巣がんなど ※乳房、女性生殖器の悪性新生物が対象となります。
新生物	乳房、子宮、卵巣の良性新生物、子宮平滑筋腫など
その他の内分泌腺の疾患	卵巣機能障害、治療後卵巣機能不全症
生殖系の疾患	乳腺腫、卵巣炎、子宮内膜症など

特定女性疾病入院一時給付金の場合

お支払いできる場合

「乳がん」で7日間入院したとき

特定女性疾病のため、特定女性疾病入院一時給付金をお支払いします。


お支払いできない場合

「甲状腺炎」で7日間入院したとき

特定女性疾病ではないため、特定女性疾病入院一時給付金はお支払いできません。

- 同一の特定女性疾病により特定女性疾病入院一時給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、それらを「1回の入院」とみなします。
- 特定女性疾病一時入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過後に開始した入院については、新たな入院として取り扱います。

「1回の入院」については6ページをご参照ください。

09

先進医療特約

責任開始期以後に生じた病気やケガの治療を直接の目的として、先進医療による療養を受けたとき、給付金をお支払いします。

Q 先進医療とは何ですか？

A 厚生労働大臣が定める高度な医療技術を用いた療養をいい、厚生労働大臣が定める施設基準に該当する医療機関で行われるものに限り、先進医療に該当するかどうかは、必ず治療を受ける前に主治医にご確認ください。

Q 先進医療給付金直接支払サービスとは何ですか？

A 先進医療の中でも「重粒子線(炭素イオン線)治療」「陽子線治療」にかぎり、先進医療給付金を当社から医療機関に直接お支払いするサービスのことで、

▲【ご注意】契約内容や対象医療機関について利用条件があります。治療にあたり余裕をもってお問合わせください。

10

移植医療特約

責任開始期以後に所定の移植術または骨髄提供のための骨髄採取手術を受けたとき、給付金をお支払いします。

給付の対象		給付割合	備考
移植術	心臓移植術	100%	
	肺移植術	100%	
	肝臓移植術	100%	
	膵臓移植術	100%	
	小腸移植術	100%	
	腎臓移植術	30%(2回目以降は10%)	通算3回まで
	骨髄移植術	30%(2回目以降は10%)	通算3回まで
骨髄幹細胞採取手術 末梢血幹細胞採取手術		3%	通算2回まで

※移植医療給付金のお支払いは、給付割合を通算して100%をもって限度とします。

※骨髄幹細胞、末梢血幹細胞の採取手術に対する給付金のお支払いは、この特約の責任開始の日からその日を含めて1年を経過した日以降に行われたものであることとします。

Q 骨髄ドナーとなり、入院しました。入院や手術に関する給付金は支払対象となりますか？

A ドナーご本人の疾病やケガの治療を目的とした入院・手術ではないため、入院や手術に関する給付金はお支払いできません。

11

特定損傷特約

責任開始期以後に生じた不慮の事故により以下の事由が発生し、180日以内に治療を受けたときに給付金をお支払いします。

- ①骨折……………「骨折」とは、骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折および特発骨折の場合や、骨折部位が軟骨（鼻軟骨・肋軟骨・半月板など）の場合を除きます。
- ②関節脱臼……………「関節脱臼」とは、関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。
- ③腱の断裂……………「腱の断裂」とは、腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、疾病を原因とする腱の断裂を除きます。なお、靭帯の断裂・損傷、肉離れは、腱とは異なるため該当しません。

「接骨院」・「整骨院」などの柔道整復師法に定める施術所での治療は「四肢における骨折または関節脱臼」に関する施術にかぎり、お支払いします。



お支払いできる場合

自転車で走行中に転倒、左手を骨折し、医療機関にて治療を受けた。
不慮の事故を原因とした特定損傷のため、特定損傷給付金をお支払いします。



お支払いできない場合

骨粗しょう症の治療中であり、立ち上がろうとして左手に体重をかけた際に骨折し、医療機関にて治療を受けた。

不慮の事故を原因とした骨折ではないため、特定損傷給付金はお支払いできません。

以前肩を脱臼し、その後スポーツなどで脱臼を繰り返すようになり、また同じ部位を脱臼したので医療機関にて治療を受けた。

反復性脱臼のため、特定損傷給付金はお支払いできません。

第2章

保険料払込免除特約

保険料払込免除特約を付加しており、保険料払込期間中に、以下の事由に該当した場合、以後の**保険料の払込みは不要**となります。

悪性新生物(がん)



責任開始期前を含めて初めてがん・上皮内がんと診断確定され、その治療を目的とする入院を開始したとき

⚠【ご注意】責任開始日から90日以内に診断確定された乳房の悪性新生物(がん)は対象となりません。

急性心筋梗塞



急性心筋梗塞により所定の状態に該当したとき

<平成28年(2016年)4月1日以前にご加入のご契約>

- ・所定の労働の制限を必要とする状態が60日以上継続したと医師によって診断されたとき

<平成28年(2016年)4月2日以降にご加入のご契約>

- ・入院を継続20日以上したとき
または
- ・手術を受けたとき

脳卒中



脳卒中により所定の状態に該当したとき

<平成28年(2016年)4月1日以前にご加入のご契約>

- ・言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が60日以上継続したと医師によって診断されたとき

<平成28年(2016年)4月2日以降にご加入のご契約>

- ・入院を継続20日以上したとき
または
- ・手術を受けたとき

糖尿病



糖尿病を発病し、血糖値上昇抑制のためのインスリン治療を120日以上継続したと医師によって診断されたとき(経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限る)

※妊娠・分娩にかかわるインスリン治療は除く。

※更新前契約に保険料払込免除特約が付加されていた場合は、更新後契約に既存の保険料払込免除特約〔平成28年(2016年)4月1日以前発売〕が引き継がれ、平成28年(2016年)4月2日以降発売の保険料払込免除特約が付加されることはありません。

肝硬変



この特約の責任開始期前を含めて初めて肝硬変に罹患したと医師によって診断されたとき（所定の診断基準＜方法＞にもとづき医師が認めた場合に限る）

慢性腎不全



この特約の責任開始期前を含めて初めて慢性腎不全に罹患したと医師によって診断され、医師の指示により永続的に行う人工透析療法を開始したとき

高血圧症



高血圧を原因として次の条件をすべて満たす状態に該当したと医師によって診断されたとき

- ア. 通常時の拡張期血圧が 110mmHg 以上
- イ. 眼底所見で KW (Keith-Wagener 分類) 3 群以上の高血圧性網膜症を示す
- ウ. 全身症状の急激な悪化を示し、血圧、腎障害の増悪とともに、脳症状や心症状をともなう

Keith-Wagener 分類

分類	眼底所見
1 群	眼底所見が軽微で細動脈の狭小化と硬化を軽度認める。
2 群	1 群に比べ細動脈の変化(狭小化と硬化)が強く見られる。
3 群	著明な細動脈の緊張亢進があり、動脈の変化は広汎かつ明瞭。眼底に血管攣縮性網膜炎(動脈の著しい狭細化、口径動揺、網膜浮腫、綿花状白斑、出血・硬性白斑あり)
4 群	細動脈は器質的にも攣縮的・機能的にも狭細化し、汎発性の網膜症と測定可能の程度以上の乳頭浮腫が認められる。

移植術



被保険者が、心臓・肺・肝臓・脾臓・小腸・腎臓および骨髄(造血機能の回復を目的とした骨髄移植術に限る)の各移植術を受けたとき
被保険者が受容者<レシピエント>の場合に限る
※再移植の場合を除く。

保険料払込免除特約を付加しているかどうかにかかわらず、高度障害状態に該当した場合や所定の要介護状態に該当し、その状態が一定期間継続した場合に、以後の保険料の払込みが不要となる保険種類もあります。

第3章

就業不能を保障する特約

01

就業不能保障特約（2020）

令和2年（2020年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までにご加入の就業不能保障特約

名称		支払事由	支払額
就業不能給付金	A	責任開始期以後に生じた傷害または疾病（精神疾患および妊娠・出産を除く）による入院または在宅療養が該当した日から起算して30日間継続したとき	特約給付金月額×12ヵ月分
	B	責任開始期以後に生じた所定の精神疾患による入院が該当した日から起算して30日間継続したとき（お支払いは1回かぎり）	
就業不能年金	第1回	責任開始期以後に生じた傷害または疾病（精神疾患および妊娠・出産を除く）による入院または在宅療養が該当した日から起算して1年間継続したとき	特約給付金月額×12
	第2回以後	年金支払期間中に到来する、第1回の就業不能年金の支払事由に該当した日の年単位の応当日に生存しているとき	特約給付金月額×12

Q 「在宅療養をしている」というのは、自宅で静養していることも含まれますか？

A 含まれません。
在宅療養とは、医師による治療が必要であり、かつ、日本国内の自宅などで、計画的な訪問診療または医師の指示・診療にもとづく計画的な訪問看護・指導などを受けながら治療に専念することをいいます。

※「計画的な訪問診療」または「計画的な訪問看護・指導など」は、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって在宅患者診療・指導料が算定されることを要件とします。（往診料および救急搬送診療料を除きます。）

Q 15日間入院した後に、医師の指示があり40日間自宅で安静にしていました。就業不能給付金は支払われますか？

A お支払いできません。医師からの安静指示のみでは就業不能状態の要件となる「在宅療養」に該当しません。

02

就業不能保障特約・就業不能保障特約 (2012)

平成23年(2011年)6月1日から令和2年(2020年)3月31日までにご加入の就業不能保障特約

名称	支払事由	給付形態	支払額
就業不能年金	責任開始期以後に生じた傷害または疾病(特定疾患を除く)による就業不能状態が該当した日から起算して121日以上継続したとき	5年有期年金 (保証期間なし)	1回の支払いにつき 特約年金額
特定疾患 就業不能給付金	責任開始期以後に生じた以下の特定疾患による就業不能状態が該当した日から起算して121日以上継続したとき ・精神障害(薬物依存を除く) ・妊娠・分娩・産じょくなど	一時金 (お支払いは1回かぎり)	特約給付金額 (金額は一律30万円)



「就業不能状態」とはどのような状態のことをいうのですか?



傷害または病気により、治療を直接の目的とする入院または日本の医師の指示による在宅療養をしており、いかなる職業においても全く就業ができないと医学的見地から判断される状態をいいます。



交通事故により、入院はしなかったものの首筋の痛みや頭痛が残ったため、自らの意思で仕事を休み、医師の指示のないまま121日以上自宅で安静にしていました。就業不能年金は支払われますか?



医師の指示による在宅療養ではないためお支払いできません。



医師の指示により121日以上継続して入院のうえ治療を受けました。就業不能年金は支払われますか?



就業不能年金をお支払いします。



【ご注意】

それまで従事していた仕事はできなくても、医学的にみて別の仕事であれば就業可能と判断されるような場合は、就業不能状態には該当しないため、就業不能年金はお支払いできません。

参考

主な特約における対象となる病気の種類

特定の病気で入院・手術をされたときは、ご契約に付加されている各特約からも入院給付金・手術給付金などをお支払いします。

以下の表は代表的な例を記載しています。実際の取扱いに関しては、契約内容・約款を必ずご確認ください。

主な特約における対象となる病気の種類

特約の種類		疾病の種類	病名の例	
生活習慣病特約	成人病給付特約	がん特約	悪性新生物	胃がん、大腸がん、乳がん、白血病、上皮内新生物など ※上皮内新生物は、異型度Ⅲ上皮内腫瘍のうち高度異形成に該当するものを除きます。
			糖尿病	糖尿病
			心疾患	狭心症、心筋梗塞、心不全など
			高血圧性疾患	高血圧性疾患
			脳血管疾患	くも膜下出血、脳梗塞、脳出血など
			腎疾患	腎不全、腎炎など
			肝疾患	肝炎、肝硬変など
			脾疾患	脾炎、その他の脾疾患など
女性医療特約	女性疾病特約(16)		悪性新生物	胃がん、大腸がん、乳がん、白血病、上皮内新生物など ※上皮内新生物は、異型度Ⅲ上皮内腫瘍のうち高度異形成に該当するものを除きます。
			新生物	乳房の新生物など ※乳房・子宮・甲状腺など、良性新生物の一部が対象となります。
			甲状腺の障害およびその他の内分泌腺の疾患	甲状腺炎、クッシング症候群など
			血液および造血器の疾患	鉄欠乏性貧血、紫斑病など
			生殖系の疾患	子宮内膜症、卵巣のう胞など
			妊娠、分娩および産じょくの合併症	切迫流産、妊娠悪阻、帝王切開など
			筋骨格系および結合組織の疾患	関節リウマチ、全身性エリテマトーデス(SLE)など
			循環系の疾患	リウマチ性心筋炎など ※慢性リウマチ性心疾患が対象となります。
			消化系の疾患	胆石症、胆のう炎など ※胆のう、胆管の疾患などが対象となります。
			泌尿生殖系の疾患	慢性腎不全、尿管結石など



【ご注意】

各特約の対象となる病気に対して、その病気を直接の原因とし、その治療を直接の目的とする入院・手術の場合に限ります。

富国生命保険相互会社

〒270-1352 千葉県印西市大塚 2-10
フコク生命 お客様センター

0120-259-817

受付時間 平日9:00~17:00 (12/30~1/3を除く)

フコク生命のホームページ <https://www.fukoku-life.co.jp>

担当者

客企-7684(2026.3.18)